

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第39号

千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県職員の給与に関する条例(昭和26年千葉県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 千葉県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉県会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

千葉県条例第40号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。